

## 検査実施料に関するご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発1031 第4号」および「保医発1031 第5号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目につきまして、検査実施料が新設および「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」が一部改正されましたので、ご案内申し上げます。

謹白

記

### ■新規保険収載項目

「保医発1031 第4号」 適用日 令和4年11月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
ヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロマイシン耐性遺伝子検出	360点	微生物学的検査 150点	「D023」 微生物核酸同定・定量検査の「12」	ア ヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロマイシン耐性遺伝子検出は、ヘリコバクター・ピロリ感染が強く疑われる患者に対し、PCR法により測定した場合に、本区分に掲げる「12」百日咳核酸検出360点の所定点数を準用して算定できる。 イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」に即して行うこと。

※ 現時点では、検査を受託することはできません。

### ■「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」の一部改正

（「保医発1031第5号」 適用日 令和4年11月1日）

「別途」2 除菌前の感染診断(1)について下線部が変更されました。

#### 2 除菌前の感染診断

- (1) 除菌前の感染診断については、次の]項目の検査法のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定できる。ただし、①～⑥までの検査の結果、ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定できる。また、⑦の検査の結果、ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者について、胃粘膜に同感染症特有の所見が認められているなど、同感染症を強く疑う特有の所見がある場合に、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定できる。なお、この場合において、医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- ① 迅速ウレアーゼ試験
- ② 鏡検法
- ③ 培養法
- ④ 抗体測定
- ⑤ 尿素呼気試験
- ⑥ 糞便中抗原測定
- ⑦ 核酸増幅法

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。